

○ 船員職業安定法施行規則の規定により許可申請書の記載事項等を定める件の一部を改正する告示案の概要の修正について

交通政策審議会への諮問について（令和 8 年 1 月 1 6 日付け国海員第 3 1 4 号）により諮問した「船員職業安定法施行規則の規定により許可申請書の記載事項等を定める件の一部を改正する告示案について」の別紙について、次のとおり修正を行う。

※赤字記載部が修正箇所

修 正 後	修 正 前
<u>1. 背景</u> （前略） これを踏まえ、船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 38 条に規定する無料船員職業紹介許可事業者が備え付けるべき帳簿書類等を定めた「船員職業安定法施行規則の規定により許可申請書の記載事項等を定める件」（昭和 24 年運輸省告示第 10 号。以下「本件告示」という。）の一部を改正することとする。 <u>2. 概要</u> （前略） 加えて、船員法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 32 号。以下「改正法」という。）の施行に合わせた用語の改正を行うこととする。 <u>3. 今後のスケジュール（予定）</u> 公 布：令和 8 年 3 月下旬 施 行：令和 8 年 4 月 1 日（改正法の施行に合わせた用語の改正については、同法の施行の日）	<u>1. 背景</u> （前略） これを踏まえ、船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 36 条に規定する無料船員職業紹介許可事業者が備え付けるべき帳簿書類等を定めた「船員職業安定法施行規則の規定により許可申請書の記載事項等を定める件」（昭和 24 年運輸省告示第 10 号。以下「本件告示」という。）の一部を改正することとする。 <u>2. 概要</u> （前略） （追加） <u>3. 今後のスケジュール（予定）</u> 公 布：令和 8 年 3 月下旬 施 行：令和 8 年 4 月 1 日（追加）